

第31回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年7月2日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

稲垣穰，梅枝駿，元坂新，小島達朗，澤徳一郎，始関正光（委員長），瀬谷周一，田中伸一，富田康成，古市佳代，増田美也子（五十音順，敬称略）

【事務担当者】

簡裁担当裁判官，民事首席書記官，簡裁庶務課長，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 地裁所長挨拶

(2) テーマ「民事調停について」

概要説明（裁判所職員）

ア DVD視聴 「5分くらいでわかる！！民事調停制度」等

イ 民事調停制度全般についての説明

ウ 民事調停制度に関する裁判所の広報活動についての説明

(3) 調停室及び待合室の見学

(4) 意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

(5) 次回意見交換のテーマ

「裁判所における災害対策について」

(6) 次回開催日時

平成31年2月4日（月）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨（●委員長，○委員）

- 民事調停制度の概要説明のほか，御覧いただいた調停室や待合室について，何かお気づきの点や御感想等があればお伺いしたい。
- 部屋の広さという点では，調停委員を含め，当事者全員が入るには少し狭いという印象を受けた。
- 先ほど見たDVDでは，調停室で当事者双方が同席していたので，少し心配になったが，その後の担当者の説明において，事案等に応じて，当事者同士が顔を合わさないようにするなどの配慮がされていると聞いて安心した。当事者への配慮には大変気を配っており，裁判所も苦勞されているように感じた。
- 先ほど担当者が御説明したとおり，アンケート結果によると，利用者の満足度は予想を上回る高い評価が示されたものの，認知度の低さも明らかになっている。民事調停の認知度が国民の間でなかなか高まってこない要因としては，どのようなことが考えられるか。皆さま方がどの程度認知されていたかも含め，率直な御意見等をお伺いしたい。
- これまで民事調停という名前を聞いたことはあったが，制度内容も含めて余り詳しい知識は持っていなかった。
- 民事調停という制度があることは知っていたが，その内容についてはほとんど知らなかった。
- 中学校の授業では時間的な制約もあり，民事調停のことまで説明できていないというのが現状である。仮に，民事裁判と民事調停の違いを説明したとしても，生徒らは具体的なイメージがわからないので，なかなか理解できないのではないかと思う。裁判というと，どうしても刑事事件というイメージが強く，また，裁判所見学でも刑事裁判を傍聴する機会が多いので，そういった意味では仕方がないかもしれないが，裁判所見学の際に，今回のように調停室などを実際に見ることができると，具体的なイメージを持つことができ，民事調停制度をより理解しや

すくなるのではないかと思う。

- 家事調停はよく耳にしていたが、民事調停との区別がうまくできていなかった。その点は今回の説明を受けてよく理解できた。ただし、交通調停の管轄の例を一つとっても、特例や例外規定などが設けられていることや、用語そのものが専門的で難しく、一般の感覚からはなかなか理解しづらい面もあった。
- 一般に調停と聞くと、離婚や親子関係といった家事調停のイメージがどうしても強い。また、お金の貸し借りや近隣関係の問題となると、民事調停というよりも民事裁判のイメージを持つ人が多いと思われる。実際、市の法律相談を行うときにも、話し合いによる解決がふさわしいと考え、調停を勧めることもあるが、相談者の多くは、民事調停という話し合いによる解決方法があることを知らない。民事調停の認知度を高めるためにどういったツールを用いるのがより効果的なのかという点も、今後の検討課題の一つとなるのではないかと考えられる。
- 法律相談を行うときに、裁判所から市に配布しているリーフレットやチラシ等（以下「リーフレット等」という。）が利用されることはあるのか。
- 市役所にはリーフレット等が置かれていると思うが、法律相談での利用は余り記憶にない。市役所の担当者も異動で入れ替わりが多く、実際の窓口対応において、相談者へ民事調停制度の利用を促すなどの助言等を行うことは余り多くないと思われる。
- 行政側の実情からすると、裁判所のリーフレット等は設置されていると考えられるが、数多く置かれているパンフレットの中の一つとなっている可能性が高く、真に情報を必要とする人たちに対して、適切に広報がなされているかといえ、疑問である。相談を受ける行政側の職員が、調停制度を十分に理解していれば、相談内容に応じて、民事調停の利用を促すことができる場面も増えるかもしれないし、それが理想的と思われる。
- さらに認知度を高めるためには、裁判所の職員が、週に1日程度、市町村の相談窓口顔を出すのも一つの方法ではないかと思う。

- その他、裁判所において、今後どのような広報活動に取り組んでいくべきか、具体的な提案等はあるか。
- 中学・高校を通じて、裁判について勉強する機会は複数回あるので、民事調停制度を簡単に説明したパンフレットを頂ければ、それを教材の一つとして利用できるのではないかと思う。ただし、時間的な制約もあることから、実際に授業の中で民事調停制度を取り扱うことは難しく、パンフレットの紹介のみにとどまることになるかもしれないが、その後、生徒から保護者の方々へ手渡されるなどすれば、認知度が高まることも期待できるのではないかと思う。
- 裁判所や市役所を訪れる方々は、そもそも民事調停制度を知っている方が多いと思うので、そういった場所にリーフレット等を置いておく必要性はそれほど高くないように思われる。より多くの方々に民事調停制度を知ってもらうためには、商工会議所や巨大商業施設などにリーフレット等を新たに設置するのがよいのではないか。
- 民事調停を知った切っ掛けの多くが、知人等からの話や、弁護士会などの相談窓口だということに驚いた。インターネットが普及している現在の社会情勢からすると、実際にはインターネットで自分なりに調べたりはできるものの、民事調停制度の関連サイトをうまく見つけられなかったり、仮に見つけられたとしてもその内容がよく理解できなかったという理由で、実際に相談窓口に来る方が多いのではないか。今後は民事調停制度の専用ページを作成したり、裁判所ホームページの更なる充実を図ることが必要だと思う。
- 広報という面では県でも色々と工夫しており、具体例の一つとして、性暴力被害者支援センター専用サイトの「よりこ」が挙げられる。また、利用者のことを考え、親しみやすい色を使った小さなカードサイズの案内ツールを作り、利用場所として想定されるコンビニのトイレにも設置するなどした。小さくて気軽に取り扱えるカードサイズの案内ツールは、アナログ世代にとって馴染みやすいだけでなく、若い世代であったとしても、QRコードを貼り付けておけば、スマートフォ

ン等で容易に読み取れて必要な情報にアクセスできることから，広く受け入れられるのではないか。